

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成23年9月1日(2011.9.1)

【公表番号】特表2010-536618(P2010-536618A)

【公表日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-048

【出願番号】特願2010-521908(P2010-521908)

【国際特許分類】

B 42 D 5/00 (2006.01)

【F I】

B 42 D 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月15日(2011.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

長手方向軸を有するシートディスペンサーであって、

前記長手方向軸を横断して配置されて中央に位置するスロットを有し、前記スロットが前記長手方向軸に平行に測定した幅寸法を有する、上部部材と、

前記上部部材に少なくとも一時的に取り付けられてハウジングを形成する下部部材と、

シートの積み重ね体であって、前記積み重ね体がその主軸に沿って長さ寸法を有し、前記積み重ね体の各シートは、折りたたみ構成で互いに取り外し可能に接着されて、前記ハウジング内に配置され、各シートが、タブ端部、接着端部、対向する第1及び第2の表面、並びに、各シートの前記第2表面の前記接着端部上に配置される再付着性接着剤のコーティングであって、前記接着剤が前記第2表面の約45%～55%を被覆するコーティングを有するシートの積み重ね体と、を備え、

前記積み重ね体の最下部のシートは、前記ハウジングの前記下部部材に取り付けられておらず、前記スロット幅は前記積み重ね体の長さの約1%～10%である、シートディスペンサー。

【請求項2】

長手方向軸を有するシートディスペンサーであって、

前記長手方向軸を横断して配置されて中央に位置するスロット、並びに対向する第1及び第2端壁にそれぞれ取り付けられる第1及び第2上部壁を有し、前記スロットが前記長手方向軸に平行に測定した幅寸法を有する、上部部材と、

前記上部部材に少なくとも一時的に取り付けられてハウジングを形成する下部部材と、

シートの積み重ね体であって、前記積み重ね体がその主軸に沿って長さ寸法を有し、前記積み重ね体の各シートは、折りたたみ構成で互いに取り外し可能に接着されて、前記ハウジング内に配置され、前記積み重ね体の各シートが、タブ端部、接着端部、及び対向する第1及び第2の表面、並びに、各シートの第2表面の前記接着端部上に配置される再付着性接着剤のコーティングであって、前記接着剤が前記第2表面の約45%～55%を被覆するコーティングを有するシートの積み重ね体と、を備え、

前記ディスペンサーは、第1側端壁から第2側端壁まで測定した際に、前記積み重ね体の長さの最大110%である長さを有し、

前記積み重ね体の最下部のシートは前記ハウジングの前記下部部材に取り付けられて

ない、シートディスペンサー。

【請求項3】

前記再付着性の接着剤が、各シートの前記第2表面の表面積の約50%を被覆する、請求項1又は2に記載のディスペンサー。

【請求項4】

各シートに関し、前記タブ端部及び前記接着端部は、前記上部部材の前記スロットのほぼ真下に整列されている境界面で接する、請求項1又は2に記載のディスペンサー。

【請求項5】

前記スロットが、前記シートの積み重ね体の長さの約1%～5%である幅を有する、請求項1又は2に記載のディスペンサー。